

鯖江市地域公共交通活性化協議会規約新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第2条（略） 第3条（略） （1）<u>地域公共交通計画</u>および<u>地域公共交通利便増進実施計画</u>（以下「計画等」という。）の策定および変更の協議に関すること。 （2）～（6）（略） 第4条～第14条（略） 附 則 この要綱は、令和3年 月 日から施行し、令和2年11月27日から適用する。</p>	<p>第1条～第2条（略） 第3条（略） （1）<u>地域公共交通網形成計画</u>および<u>地域公共交通再編実施計画</u>（以下「計画等」という。）の策定および変更の協議に関すること。 （2）～（6）（略） 第4条～第14条（略）</p>